

証拠収集手続の拡充等を中心とした 民事訴訟法制度の見直しのための研究会	
資料	34

取りまとめに向けた検討（6） (報告書取りまとめ案)

第1 総論【P】

〔準備としての情報・証拠収集〕

第2 訴えの提起前における証拠収集の処分

訴えの提起前における証拠収集の処分については、予告通知の要否及びその内容、予告通知後の申立期間、立証の必要性の明白性及び自ら証拠収集することの困難性などの要件や、処分の効果について、見直すことの要否及び見直す場合の内容について、引き続き検討することとしてはどうか。

第3 訴訟係属前における被告に関する情報取得の手続

1 被告又はその法定代理人（以下「被告等」という。）に関する情報につき、裁判所を通じて第三者から取得することができる新たな調査制度として、次のような規律を設けることとしてはどうか。

(1) 裁判所は、次のいずれにも該当する場合において、申立てにより、被告等に対して送達をするため、その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

ア 嘱託を受けるべき者の負担が不相当なものとならないこと

イ 当該訴訟について、勝訴の見込みがないとはいえないこと

ウ 原告が当該調査を自ら行うことが困難であると認められること

(2) 裁判所は、(1)アからウまでのいずれにも該当する場合であり、かつ、権利が存在する蓋然性の程度や被告の特定に至らない経緯等から、当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、申立てにより、被告等を特定するため、その者の氏名その他当該者を特定するに足りる事項についての必要な調査を官庁若しくは公署、外国の官庁若しくは公署又は学校、商工会議所、取引所その他の団体に嘱託することができる。

(3) 被告等の手続保障等の仕組み【P】

【甲案】

ア (1)又は(2)の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定を被告等に通知しなければならない（注1）（注2）。

（注1）調査嘱託に対する回答を踏まえて、通知することを想定している。

（注2）通知は、被告等が民事訴訟法第133条第1項の規定による秘匿決定の申立てをする契機となり得る。

イ アの決定の通知があった時から一定の期間が経過するまで（注3）は、(1)又は(2)の嘱託に係る調査結果の報告が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録及びこれに基づいてされた送達に関する民事訴訟法第100条の書面又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等の閲覧等の請求をすることができる者は、被告等に限る（注4）。

（注3）最初の期日が終了するまでなどとすることも考えられる。

（注4）ア、イの仕組みは、民事訴訟法第133条の3の仕組みに代替するものと整理することが考えられる。

ウ イにかかわらず、アの決定の通知があった時から一定の期間が経過するまでの間であっても、裁判所は、(1)又は(2)の嘱託に係る調査結果の報告が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録及びこれに基づいてされた送達に関する民事訴訟法第100条の書面又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録に係る訴訟記録等が閲覧され

ることにより、被告等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがないと認めるときは、申立てにより、決定で、被告等以外の者に対し、これを閲覧等させることができる（注5）。

（注5）ウの申立てがあった場合には、その旨を被告等に通知することとし、ウの決定がされる前に、被告等が民事訴訟法第133条第1項の規定による秘匿決定の申立てをする機会を確保することが考えられる。

【乙案】

ア (1)又は(2)の申立てを認容する決定がされたときは、当該決定を被告等に送達しなければならない（注6）。

（注6）調査嘱託に対する回答を踏まえて、送達することを想定している。

イ 被告等は、(1)又は(2)の決定に対しては、即時抗告をすることができる（注7）（注8）。

（注7）(1)又は(2)の決定は、申立人である原告に告知することによってその効力を生じ（民事訴訟法第119条）、被告等によるイの即時抗告は、(1)又は(2)の決定の執行停止の効力を有する（同法第334条第1項）ことを想定している。

（注8）イの即時抗告により、(1)又は(2)の決定が取り消された場合には、(1)又は(2)の嘱託に係る調査結果の報告が記載され、又は記録された書面又は電磁的記録は、被告等以外の者が閲覧等の請求をできず、送達や被告等の特定に利用することができない旨の規定を設けることが考えられる。

2 被告等に対して送達をするために必要な情報につき、執行官が被告等の所在等の送達をすべき場所の調査を実施することができるとしてする制度として、次のような規律を設けてはどうか（注1）。

（注1）費用は当事者が負担することを想定している。

(1) 裁判所は、当該訴訟について、勝訴の見込みがないとはいえない場合において、申立てにより、執行官に対し、被告等に対して送達をするため、

その者の住所、居所その他送達をすべき場所についての必要な調査を命じることができる。ただし、原告が当該調査を自ら行うことが容易である場合には、この限りでない。

- (2) 執行官の調査権限については、(1)の調査のための、マンションの共用部分や戸建ての不動産の敷地への立ち入り（注2）、不動産を所有し若しくは占有する者又は当該不動産の共用部分を管理する者に対し、質問をし、若しくは文書の提示を求めるなどが可能になるよう規定を設ける。
(注2) これらを立ち入りの対象とするために、どのように規定するかは、引き続き検討することが考えられる。
- (3) 執行官は、(1)の調査のため必要がある場合には、電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付を行う公益事業を営む法人に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

第4 訴え提起後の当事者間における情報取得

訴え提起後における、当事者間での、主張、立証を準備するための情報開示の仕組みとして、以下のとおり、甲案、乙案及び丙案の考え方がある（これらの考え方の一部を組み合わせることも考え得る。）ほか、そのような仕組みを設けることの要否についても議論があるところ、これらの点について、引き続き、検討することとしてはどうか。

1 甲案

- (1) 民事訴訟法第163条第1項の規定による照会に対して回答をすべき義務を怠った相手方がある場合において、裁判所が、相当と認めるときに、相手方に対し、相当の期限を定めてその義務の全部又は一部の履行をすべきことを命ずる決定をすることができる。
- (2) (1)の裁判所の決定があった場合に、相手方が、その決定に従わず、その照会に対して回答をせず又は虚偽の回答をしたときに、過料の制裁を科すことができる。

2 乙案

別添「当事者照会制度と早期開示命令制度の統合提案」記載のとおり、当事者は、当事者照会と同時に、又は当事者照会に引き続いて、裁判所に対し、早期開示手続の実施を求めることができることとするなどの制度を設けることとする。

3 丙案【P】

(1) 一定の事由（注1）に該当する場合において、勝訴の見込みがないとはいえないことについて疎明があり、主張・立証を準備するために必要な文書であると認められるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、相手方に対し、申立人への文書の開示を命ずる（注2）。

（注1）一定の事由は、証拠調べの必要性を前提としない場合にも、勝訴の見込みがないとはいえないことや主張・立証を準備するために必要な文書であることと合わせて、相手方に文書開示義務を負わせることを正当化するに足りる事由である必要があると考えられる。そのような事由を定める観点としては、例えば、①民事訴訟法第220条第1号から第3号までの事由のように、当該事由の存在自体が相手方の文書提出義務を基礎づける場合を定めることや、②事件の請求の目的（重大な損害を生じさせた故意の不法行為による損害賠償請求等）などに照らし、文書の開示を命じることが当事者間の衡平を図るために必要であり、相手方の負担が不相当なものとならないと認められるような場合を定めることなどの観点が考え得る。

なお、民事訴訟法第220条第1号から第3号までの事由に関し、当該事由に形式的に該当する場合においても、文書提出命令であれば提出義務が認められないときには、文書開示命令を発することもできないことを想定している。

（注2）文書提出命令に関する民事訴訟法第221条及び第222条の規定と同様に、文書開示命令の申立てについても、文書の表示や文書の趣旨

を明らかにしなければならないこととし、文書の特定のための手続を設けることが考えられる。

(2) 文書開示命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる（注3）。

（注3）主張、立証を準備するための必要性を欠くことを理由として申立てを却下する決定に対しては、その必要性があることを理由に独立の不服申立てをすることができないことを想定している。

(3) アの裁判所の決定があった場合に、相手方が、その決定に従わないときは、過料の制裁を科すことができる。

（3全体の注）なお、上記のような、文書の開示を命じる仕組みを設ける場合に、併せて、釈明の一種であり違反した場合の制裁は設けないものとして、民事訴訟法第163条第1項の規定による照会があったときに、当事者が主張・立証を準備するために必要な事項であることについて疎明したときは、裁判所は、当事者の申立てにより、主張との関連性の程度、相手方の負担等を考慮し、相当と認めるときは、相手方に対し、相当の期限を定めてその照会に対して回答すべき義務の全部又は一部の履行をすべきことを促すことができる旨の規定を設け、当事者照会の利用を促進することも考えられる。

〔立証としての情報・証拠収集〕

第5 調査の嘱託

調査の嘱託の規律については、維持することとしては、どうか。

第6 文書提出命令

1 文書提出命令については、以下のとおり、甲案、乙案の考え方があるところ、これらの考え方について、引き続き、検討することとしてはどうか。

(1) 甲案

「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」を文書提出義務の除外事由とする規定（民事訴訟法第220条第4号ニ）に係る規律について、次のように改める。

専ら文書の所持者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示することが予定されていない文書であって、アないしウのいずれかに該当するものその他その提出により個人の私生活上の平穏が害され又は個人若しくは団体の自由な意思形成が阻害されるなど文書の所持者に看過し難い不利益が生ずるおそれがあるもの（当該事案の内容及び性質、当該文書に係る証拠調べをする必要性その他の事情を考慮して、文書の所持者が提出を拒むことが当事者間の衡平を害し、又は適正な審理の実現を妨げることとなる特別の事情がある場合を除く。）

- ア 文書の所持者又はその所持者から依頼を受けた者が専ら当該事件の主張又は立証を準備するために作成した文書
- イ 文書の所持者が作成した私生活上の事実を記載した文書であって、その提出により、その私生活の平穏を害するもの
- ウ 個人又は団体の意思形成に関わる文書であって、その提出により、率直な意見の表明又は文書への記載が不当に損なわれるおそれその他その所持者による自由な意思形成が阻害されるおそれがあるもの

(2) 乙案

「専ら文書の所持者の利用に供するための文書」を文書提出義務の除外事由とする規定（民事訴訟法第220条第4号ニ）を削除した上で、新たに、次の文書を除外事由として定める。（イ、ウの内容は、別添「依頼者と弁護士の間の通信秘密保護制度の確立に関する提案」及び別添「訴訟等準備文書に関する提案」のとおり。）

- ア 個人の私生活上の重大な秘密が記載された文書であって、その提出により当該個人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあ

り、かつ、当該訴訟との関係においてその支障を受忍させることが不当と認められるもの

イ 法的助言を得ることを目的とした依頼者と弁護士等の間の協議又は交信にかかる事項であって秘密として保持されているものが記載された文書

ウ 提起前の訴えに係る訴訟等に備えるため又は提起後の訴えに係る訴訟等の追行のため作成された文書

2 民事訴訟法第220条第4号に規定する文書提出義務の除外事由（同号イからホまで）の立証責任につき、文書の所持者が立証責任を負うことを条文上明らかにするために、同号の規律につき、同条第1号から第3号までに掲げる場合のほか、文書が同号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合以外の場合に、文書の所持者は、その提出を拒むことができないものとして改めることとしては、どうか。

3 文書の特定のための手続（民事訴訟法第222条）の規律について、文書の所持者が民事訴訟法第222条第2項の規定による裁判所の求めに対して同条第1項後段の事項を明らかにしなかった場合において、裁判所は、同項後段の事項が明らかにされたものとみなすことができる旨の規律を新たに設けることとしては、どうか。

〔知見の収集のための情報・証拠収集〕

第7 専門家その他の第三者の知見の収集

1 専門委員の規律については、維持することとしては、どうか。

2 第三者の知見の獲得方法の多様化を図るため、裁判所が、広く一般に対し、書面等により、第三者に知見に基づく見解を述べることを求めることができる仕組み（以下「第三者の知見を収集する制度」という。）として、例えば、次のような規律を設けることとしては、どうか。

- (1) 裁判所は、当該事件と同種の紛争が多数存在し又は生じ得る場合に、当該事件と同種の紛争に共通する事実上又は法律上の争点に関する知見を獲得することその他の必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、他の当事者の意見を聴いて、広く一般に対し、当該事件に関する法律の適用その他の必要な事項について、相当の期間を定めて、その者（知見に基づく見解を述べる者）の選択により書面又は電磁的方法のいずれかにより知見に基づく見解を述べることを求めることができる。ただし、広く一般に対し、上記見解を述べることを求めることにより適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなるおそれがある場合は、この限りでない。
- (2) 当事者は、裁判所書記官に対し、(1)により提出された書面の閲覧若しくはその正本、謄本若しくは抄本の交付又は(1)により電磁的方法によって述べられた知見に係る電磁的記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した電磁的記録の提供を請求することができる。
- (3) (1)の広く一般に第三者に知見に基づく見解を述べることを求める裁判所の決定に対して、相手方当事者は不服を申し立てることができる（注）。（注）(1)の申立てを却下する決定に対しては独立に不服を申し立てることはできない。

〔民事訴訟手続における秘密の保護〕

第8 当事者等の秘密の保護

- 1 民事訴訟において、裁判所が当事者に秘密の保持を命じることができる仕組みとして、次のような規律を設けることとしてはどうか。
- (1) 裁判所は、次のア又はイに掲げる情報（以下「秘密情報」という。）につき、既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に秘密情報が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠の内容に

秘密情報が含まれ、当該各ア又はイに定める事由に該当することにつき
疎明があった場合には、当事者（当事者の秘密情報に係る申立てにあって
は当該当事者）の申立てにより、決定で、当事者等（当事者（法人である
場合にあっては、その代表者）、当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人
を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補
佐人に対し、当該秘密情報を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、
又は当該秘密情報に係るこの規定による命令を受けた者以外の者に開示
してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに
当事者等、当事者の代理人、訴訟代理人又は補佐人が当該準備書面の閲読
又は当該証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該秘密情報を取
得し、又は保有していた場合は、この限りでない（注）。

ア 当該当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密 当該秘密情
報が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該秘密情報
が開示されることにより、その当事者又は第三者が社会生活を営むの
に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該秘密情
報の使用又は開示を制限する必要があること。

イ 当該当事者又は第三者が保有する営業秘密（不正競争防止法第2条
第6項に規定する営業秘密をいう。） 当該秘密情報が当該訴訟の追行
の目的以外の目的で使用され、又は当該秘密情報が開示されることに
より、当該秘密情報に基づくその当事者又は第三者の事業活動に支障
を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該秘密情報の使用又は
開示を制限する必要があること。

（注）ア及びイに加え他に対象とすべき情報があるかについては、引き続
き検討することが考えられる。

（2）（1）の命令（秘密保持命令）に違反した場合の制裁につき、刑罰を科す又
は過料に処することにする。

（3）（1）の命令（秘密保持命令）については、申立てを却下した裁判に対して

のみ、申立て人が即時抗告をすることとし、秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、(1)の要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しの申立てをすることができることとする。

2 民事訴訟法第92条の第三者による閲覧等の制限の制度について、第三者の秘密についてもその保護の対象とすることとし、次のように規律を改めることとしてはどうか。

(1) 次に掲げる事由につき疎明があった場合には、裁判所は、当事者（当事者の秘密に係る申立てにあっては当該当事者）の申立てにより、決定で、当該訴訟記録中当該秘密が記載され、又は記録された部分の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者に限ることができる（注）。

ア 訴訟記録中に当事者又は第三者の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、その当事者又は秘密が記載され又は記録されている第三者が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

イ 訴訟記録中に当事者又は第三者が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。第百三十二条の二第一項第三号及び第二項において同じ。）が記載され、又は記録されていること。

（注）ア及びイに加え他に対象とすべき事由があるかについては引き続き検討することが考えられる。

(2) (1)の閲覧等の制限については、申立てを却下した裁判に対してのみ、申立て人が即時抗告をすることとし、秘密記載部分の閲覧等の請求をしようとする第三者は、(1)の要件を欠くこと又はこれを欠くに至ったことを理由として、閲覧等の制限の決定の取消しの申立てをするこ

とができることとする。

3 第三者に対して文書提出命令を発する場合においても、前記1及び2の規律の下で、当事者の申立てのみにより、文書所持者である第三者及びそれ以外の第三者の秘密について秘密保持命令及び閲覧等の制限を可能とするという考え方のほか、同場合における文書所持者である第三者及びそれ以外の第三者の秘密については、前記1及び2の規律に加えて、次のような、秘密保持命令及び閲覧等の制限の規律を設け、文書提出命令に係る第三者も申し立てることができるとするという考え方もあり、引き続き、検討してはどうか。

(1) 裁判所は、民事訴訟法第223条第1項の規定により第三者に対して文書の提出を命じる場合において、次のア及びイに掲げる情報（以下「秘密情報」という。）につき、既に提出され若しくは提出されるべき準備書面に秘密情報が記載され、又は既に取り調べられ若しくは取り調べられるべき証拠の内容に秘密情報が含まれ、当該各ア及びイに定める事由に該当することにつき疎明があった場合には、当該第三者（以下「文書提出命令に係る第三者」という。）の申立てにより、決定で、当事者等（当事者（法人である場合にあっては、その代表者）、当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該秘密情報を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該秘密情報に係るこの規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。ただし、その申立ての時までに当事者等、当事者の代理人、訴訟代理人又は補佐人が当該準備書面の閲読又は当該証拠の取調べ若しくは開示以外の方法により当該秘密情報を取得し、又は保有していた場合は、この限りでない（注1）。
ア 文書提出命令に係る第三者又はそれ以外の第三者（以下「文書提出命令に係る第三者等」という。）の私生活についての重大な秘密 当該秘密情報が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該秘密

情報が開示されることにより、その文書提出命令に係る第三者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該秘密情報の使用又は開示を制限する必要があること。

イ 文書提出命令に係る第三者等が保有する営業秘密（不正競争防止法第2条第6項に規定する営業秘密をいう。）当該秘密情報が当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用され、又は当該秘密情報が開示されることにより、当該秘密情報に基づく当事者又は第三者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該秘密情報の使用又は開示を制限する必要があること。

(注1) ア及びイに加え他に対象とすべき情報があるかについては、引き続き検討することが考えられる。

(2) (1)の決定（以下「文書提出命令に係る秘密保持命令」という。）がされた場合において（注2）、次に掲げる事項につき疎明があったときには、裁判所は、文書提出命令に係る第三者の申立てにより、決定で、当該訴訟記録（文書提出命令に係る秘密保持命令があった後に訴訟記録になった部分に限る。）中秘密情報が記載され又は記録された部分に係る訴訟記録の閲覧等（以下「秘密記載部分の閲覧等」という。）の請求をすることができる者を当事者及び文書提出命令に係る第三者に限ることができる（注3）。

ア 訴訟記録中に文書提出命令に係る第三者等の私生活についての重大な秘密が記載され、又は記録されており、かつ、文書提出命令に係る第三者以外の第三者が秘密記載部分の閲覧等を行うことにより、文書提出命令に係る第三者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあること。

イ 訴訟記録中に文書提出命令に係る第三者等が保有する営業秘密（不正競争防止法第二条第六項に規定する営業秘密をいう。）が記載され、又は記録されていること。

(注2) 民事訴訟法第223条第1項の規定により第三者に対して文書の提出が命じられた場合において、とすることも考えられる。

(注3) ア及びイに加え他に対象とすべき事由があるかについては引き続き検討することが考えられる。